

ビジネスdリモートデスクトップサービス利用規約【現改比較表】 2025年3月1日現在

～2025年2月28日（利用規約改定前）

2025年3月1日（利用規約改定後）～

第1条～第7条（略）

第8条（利用料金）

1.・2.（略）

3. WOLオプションの機器代金は一台39,600円で利用できます。なお、利用料金には、課税される消費税及び地方消費税相当額を含むものとします。WOLオプションのお申し込みには、年額プランのライセンスが1ID以上必要となります。

（ア）当社から[WOL機器](#)を発送した日を「契約成立日」とさせていただきます。

（イ）～（エ）（略）

4.～8.（略）

第9条～第35条（略）

第1条～第7条（略）

第8条（利用料金）

1.・2.（略）

3. WOLオプションの機器代金は一台39,600円で利用できます。なお、利用料金には、課税される消費税及び地方消費税相当額を含むものとします。WOLオプションのお申し込みには、年額プランのライセンスが1ID以上必要となります。

（ア）当社から[WOLルーター](#)を発送した日を「契約成立日」とさせていただきます。

（イ）～（エ）（略）

4.～8.（略）

第9条～第35条（略）

附則（令和 7 年 2 月 21 日 C A S 3 サ 000400002080-01 号）

（実施期日）

1 この改正規定は令和 7 年 3 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 令和 7 年 3 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日までの間に、契約者が、当社指定の方法により WOL オプションの利用契約の申込みを行い、かつ次の各号に定めるものに該当する場合には限り、WOL ルーターの機器代金（一台）を無料とします。

(1) 当該申込みをした者が、令和 7 年 2 月 28 日以前において、ビジネス d リモートデスクトップ年額プランの 10ID 以上のライセンスを有する契約者であり、かつ、当該申込みまでに本契約において WOL オプションの利用契約がないこと。

(2) 当該申込みを当社が承諾し、WOL ルーターの発送日において、本契約が、前号の条件を満たし、有効に存続していること。

(3) 契約者が、第 23 条第 1 項各号または第 25 条第 2 項各号に該当しないこと。

3 前項に定める条件を満たす場合、第 6 条第 4 項前段に定めによらず、当社から WOL ルーターを発送した日をもって、WOL ルーターに係る所有権は当社から契約者へ移転するものとします。

4 この改正規定実施前に、支払いまたは支払わなければならなかった本サービスにかかる債務の取扱いについては、なお従前のとおりとします。